

第3別館2階会議室

[illegible]

8月教育委員会教育長報告

先月の定例教育委員会以降に開催された主な行事及び今後の教育委員会関係等の主な行事予定を下記のとおり記載し、教育長報告とさせていただきます。

記

1 報告

- 8月 1日 (金) 中学生議会
- 8月 4日 (月) 今治こども安心パトロール隊総会
- 8月 6日 (水) 今治市道徳主任会
- 8月 7日 (木) 今治市初任者研修会
- 8月14日 (木) 全国中学校体育大会壮行会
- 8月19日 (火) 市長と今治市障がい者団体連合会との意見交換会
教員採用試験2次(～22日)
- 8月21日 (木) 太田市・今治市姉妹都市スポーツ交流(中学生サッカー)
- ～23日 (土)
- 8月23日 (土) 中学生(1、2年生)イングリッシュステイキャンプ(鈍川温泉)
- ～24日 (日)
- 8月25日 (月) 今治市特別支援教育主任会
- 8月26日 (火) 今治市合同主任会、今治市学力向上推進主任会、子ども未来会議
- 8月28日 (木) 今治市校長会
- 8月30日 (土) 中学生(3年生)イングリッシュステイキャンプ(鈍川温泉)
- ～31日 (日)
- 9月 1日 (月) 定例教育委員会

2 予定

- 9月 2日 (火) 今治市議会定例会(初日)
インターンシップ受入
- 9月 4日 (木) 今治市議会定例会(代表質問・質疑)
- 9月 5日 (金) 今治市議会定例会(一般質問)
- 9月 6日 (土) 今治市小中学校理科研究作品展
- ～9日 (火)
- 9月 7日 (日) 朝倉中運動会
- 9月 8日 (月) 今治市議会定例会(一般質問)
- 9月 9日 (火) 予算特別委員会
- 9月10日 (水) 教育厚生委員会
- 9月14日 (日) 中学校運動会(日吉・関前、近見、立花、桜井、南、西、北郷、玉川
大西、菊間、大島)
- 9月21日 (日) 小学校運動会(富田、波止浜、波方)、中学校運動会(伯方、大三島)
- 9月22日 (月) 今治市議会定例会(閉会)
- 9月27日 (土) 総合防災訓練(上浦多々羅スポーツ公園)
- 9月28日 (日) 小学校運動会(清水・亀岡・吉海・宮窪小)
- 9月29日 (月) 定例教育委員会
今治市音楽主任会

資料 1

第11回教育委員会議案第45号

令和7年度教育費補正予算に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、今治市長より意見を求められたため、令和7年度教育費補正予算について、意見を聴取する。

令和7年9月1日 提出

今治市教育委員会

教育長 小澤 和樹

令和7年度今治市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度今治市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ90,029千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,460,889千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年9月2日 提出

今治市長 徳 永 繁 樹

令和7年度 教育費（総括）

（単位 千円）

教育費現計予算	9,817,026
今回補正額	11,940
計	9,828,966

入 歳

[illegible]

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 公民館費	2,400	公民館整備費
5 公民館債	8,000	公民館施設債(過疎対策事業債)

歲 出

[illegible]

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
12 委託料	3,940	その他委託料 国際交流推進業務委託料	
16 公有財産購入費	8,000	用地購入費 駐車場用地	公民館整備費 8,000

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国 際 交 流 推 進 業 務 委 託	令和7年度から令和8年度まで	117,160 (参考) 令和7年度予算計上済額 3,940

一般会計 債務負担行為

追加

事 項	限 度 額	前 年 度 未 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
国 際 交 流 推 進 業 務 委 託	117,160	令和 年度 令和 年度 —	—

一般会計（債務負担行為調書）

(単位 千円)

当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
期 間	金 額	国（県）支出金	地 方 債	そ の 他	
令和 年度 令和 年度 7 ～ 8	117,160				117,160

第 2 次今治市学校適正配置基本方針について

標記方針を別紙のとおり作成する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

今治市教育委員会

教育長 小澤 和樹

「理 由」

学校規模の適正化や学校の適正配置についての基本方針を策定するもの。

第2次今治市学校適正配置基本方針 ～子どもが真ん中で輝くやさしい学校づくり～

令和7年9月

今治市教育委員会



目 次

第1章 基本方針策定にあたって	2
1 基本方針策定の背景と趣旨	2
2 基本方針の位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 学校規模の適正化及び学校の適正配置を考える背景	3
1 国・県の動向	3
2 本市の現状	4
（1） 人口の推移・推計	4
（2） 子どもたちを取り巻く現状	5
第3章 基本方針	8
1 基本方針の考え方	8
2 学校の適正規模・適正配置の基準	9
（1） 今治市の学校規模の基準	9
（2） 今治市の学校配置の基準	10
3 本市における適正配置の必要性	11
（1） 教育上の視点	11
（2） 学校運営上の視点	11
4 取組の方針	12
（1） 学校統合の検討を進める学校	12
（2） 学校統合について配慮すべき事項	13
（3） 小規模校の教育環境の魅力化・特色化に向けた取組	14
第4章 実現に向けた取組	16
1 地元での協議	16
2 地元協議の基本的な進め方	16
（1） 地元代表協議会の設置	16
（2） 協議のプロセス	16
（3） 協議の主な内容	17
（4） 統合準備会の設置	17
第5章 適正配置に係る環境整備	18
第6章 学校跡地施設の利活用	19
1 利活用の検討	19
2 跡地施設の管理	19

第1章 基本方針策定にあたって

1 基本方針策定の背景と趣旨

今治市では少子化の進展に伴い、学校の小規模化が進んでいることから、本市の子どもたちにとって「より良い教育環境」と「望ましい学校教育の実現」を目的とし、平成22年2月に「今治市学校適正配置基本方針～子どもの夢を育む学校づくり計画～」を策定し、平成27年度までに市内小学校のうち6校を2校に、市内中学校のうち6校を3校に統合し、適正配置に努めてきました。

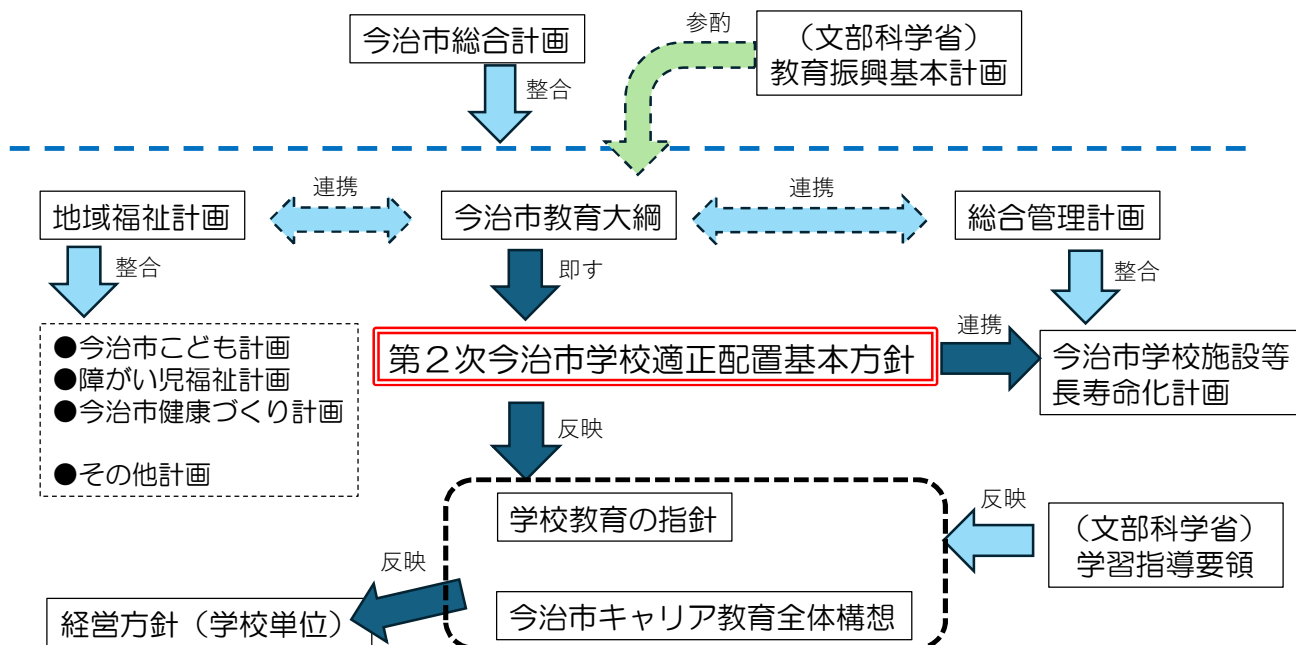
また、令和3年10月には今治市教育大綱を策定し、「子どもが真ん中で輝くやさしいまち“今治”～豊かな心と生きる力を育む～」を基本理念に掲げ、本市教育のより一層の振興と充実を図り、我が国トップクラスの教育都市を目指しています。

こうした中、基本方針の策定から15年が経過し、学校の小規模化がさらに進行し、複式学級が複数の小中学校で生じるなど子どもたちを取り巻く状況の変化に早急な対応が求められています。このような現状に鑑み、令和6年6月に学識経験者や自治会、PTA、学校関係者などからなる「今治市通学区域調整審議会」に、今治市の小中学校における学校規模及び学校配置のあり方について諮問しました。

同審議会では、子どもたちにとってより良い教育環境と望ましい学校教育の実現という観点から、約1年間にわたり、審議が行われ、令和7年6月に「今治市の小中学校における学校規模・学校配置のあり方について」の答申がなされました。

今治市教育委員会は、この審議会からの答申を十分に尊重したうえ、小中学校の小規模化という課題に対し、保護者や地域住民とともに検討を行うため、今治市教育委員会としての基本的な考え方をお示しすることを目的として「第2次今治市学校適正配置基本方針」を策定するものです。

2 基本方針の位置づけ



3 計画期間

本方針は令和11年度までを計画期間として、策定します。

その後、5年毎に見直しを行い、地域と協議をしながらよりよい教育環境の実現を目指します。

第2章 学校規模の適正化及び学校の適正配置を考える背景

1 国・県の動向

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、我が国は、平成20（2008）年をピークに人口減少局面に入っています。年少人口についても、令和2（2020）年には1,496万人まで減少し、令和27（2045）年には、1,103万人になることが推計されています。

学校においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けるよう教育することが重要であり、そうした教育を十全に行うためには、児童生徒数の減少に関わらず、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることが求められています。

このようなことから、文部科学省においては、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、それぞれの自治体で地域の実情に応じた学校規模の適正化が進められています。特に、複式学級が存在する学校に関しては、一般的に教育上の課題が極めて大きいため、適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるとされています。

また、児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が令和3年4月1日から施行となり、令和3年度から、小学校の学級編制の標準を40人から段階的に35人に引き下げることとなりました。

このような制度の変化も考慮しながら、学校規模の適正化や学校の適正配置について検討していく必要があります。

なお、愛媛県においては、国の基準を適用しています。

国の基準（適正規模・適正配置）

適正規模	下限	上限
小学校	12学級	18学級
中学校	12学級	18学級

適正配置	通学距離	通学時間
小学校	概ね4km以内	概ね1時間以内
中学校	概ね6km以内	

愛媛県の基準（学級編制）

	小学校						中学校		
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
国(基準)	35	35	35	35	35	35	40	40	40
愛媛県	35	35	35	35	35	35	40	40	40

2 本市の現状

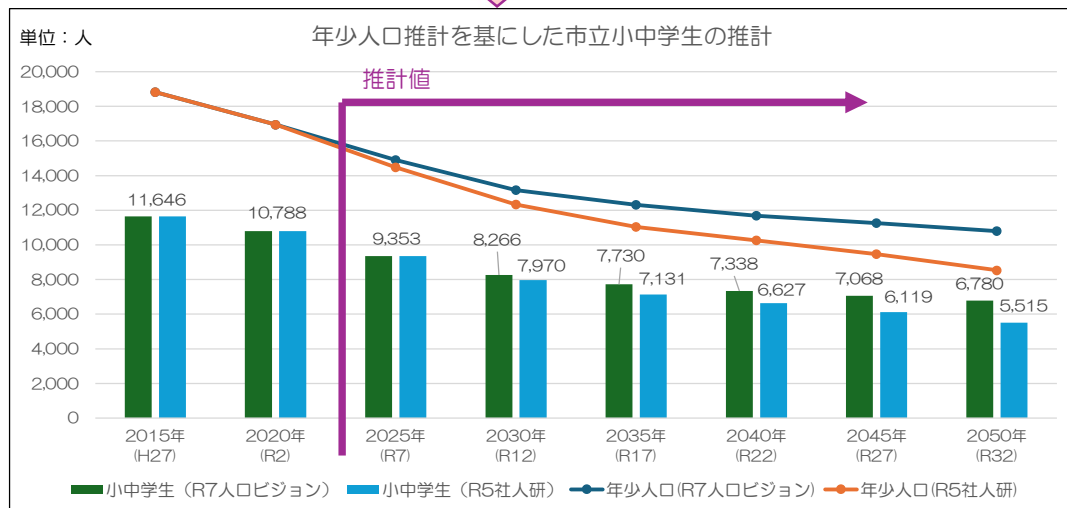
(1) 人口の推移・推計

本市の年少人口は近年減少傾向にあり、令和2（2020）年は16,942人となっています。今後も減少傾向は続き、令和5年度の国立社会保障・人口問題研究所からの推計によると令和12（2030）年には、12,337人となることが見込まれます。また、年少人口の減少率は、令和2（2020）年で－10％と、総人口の減少率－4％を上回る水準で減少となっています。

また、出生率の回復や人口の流入出が均衡することを想定した今治市人口ビジョンにおいても、推計値である令和7（2025）年から令和17（2035）年までは、実績を上回る減少率で年少人口が推移することが見込まれています。

表1－1 国勢調査及び将来推計人口（R5・R7年推計）

	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)	2050年 (R32)
総人口（R7人口ビジョン）	173,983	166,532	158,114	151,672	143,756	135,479	127,458	119,805	112,618	106,091
年少人口（R7人口ビジョン）	22,893	20,842	18,816	16,942	14,901	13,170	12,316	11,691	11,260	10,802
総人口（R5社人研）	173,983	166,532	158,114	151,672	143,106	133,982	124,910	116,003	107,364	99,196
年少人口（R5社人研）	22,893	20,842	18,816	16,942	14,478	12,337	11,038	10,258	9,472	8,537
R7人口ビジョン										
総人口減少率		-4%	-5%	-4%	-5%	-6%	-6%	-6%	-6%	-6%
年少人口減少率		-9%	-10%	-10%	-12%	-12%	-6%	-5%	-4%	-4%
R5社人研										
総人口減少率		-4%	-5%	-4%	-6%	-6%	-7%	-7%	-7%	-8%
年少人口減少率		-9%	-10%	-10%	-15%	-15%	-11%	-7%	-8%	-10%



※国勢調査（2005年、2010年、2015年、2020年）

※R5社人研：国立社会保障・人口問題研究所による地域別将来推計人口（令和5年推計）

※R7人口ビジョン：今治市人口ビジョン（R7年3月推計）

※今治市人口ビジョンがR5社人研推計値から上振れしている。

① 自然動態（出生率）：R27（2045）年までに今治市の出生率が1.6（現在1.48）を達成すると想定

② 社会動態（移動率）：熟年層・子育て世帯（0～44歳）の転入促進・転出抑制施策を推進し、R27（2045）年までに社会動態の均衡を達成すると想定

※第2次今治市学校適正配置基本方針では、下限値を推計するため、R5社人研推計値を基とする。

※日本の地域別将来推計人口 令和5（2023）年推計 …国立人口問題研究所（令和5年12月22日公表資料）

<https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/i/shicyoson23/t-page.asp>

※今治市人口ビジョン（令和7年3月改訂）… 市HP

https://www.city.imabari.ehime.jp/simingamannaka/machi_hito_sigoto/jinkou.html

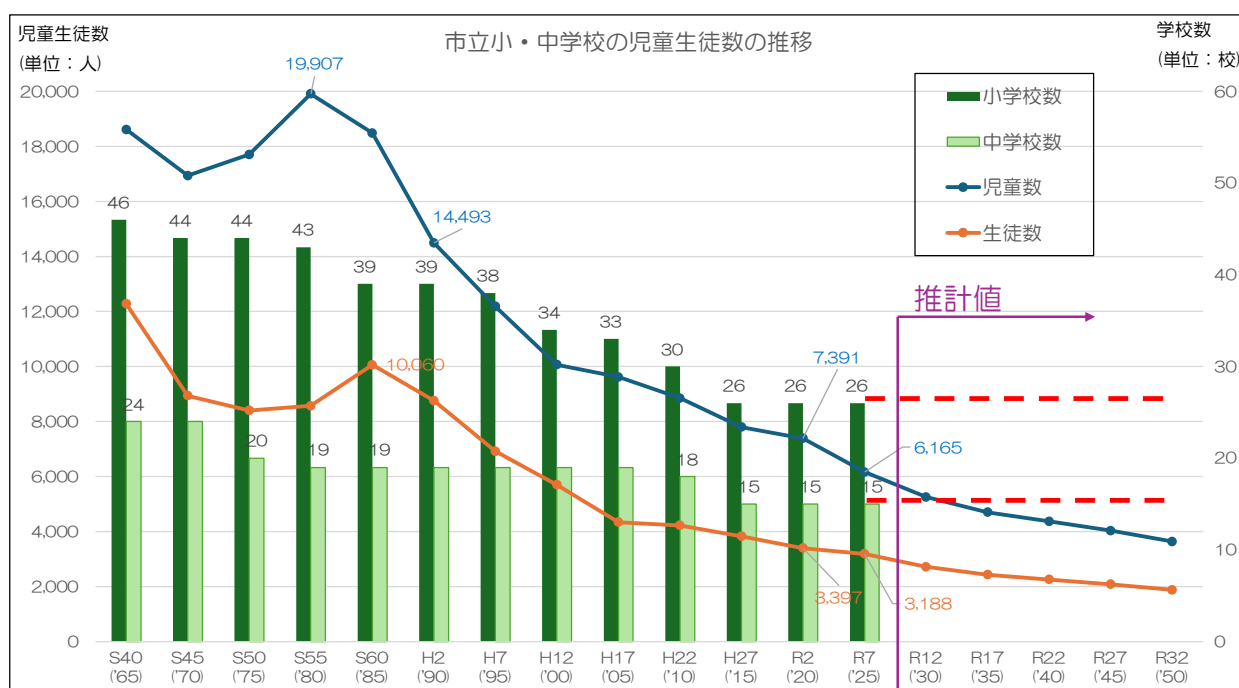
(2) 子どもたちを取り巻く現状

ア 学校規模の推移・推計

本市の児童数は、昭和50年代の第2次ベビーブーム世代が就学時期を迎えた昭和55（1980）年に19,907人おり、小学校数は43校で、1校あたり463人でした。それが、令和2（2020）年には7,391人となり、小学校数は26校で、1校あたり284人となっています。

また、生徒数は、昭和60（1985）年に10,060人で、中学校数は19校で、1校当たり529人でした。それが、令和2（2020）年には3,397人となり、中学校数は15校で、1校あたり226人となっています。

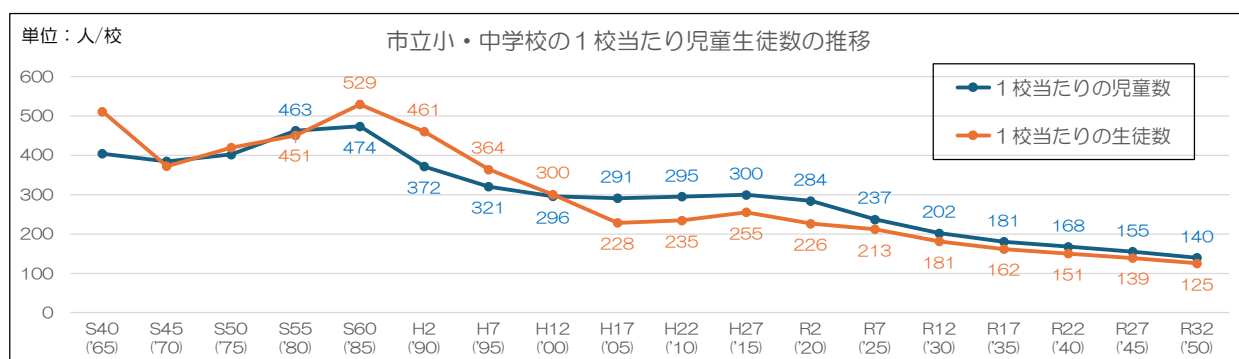
年少人口の将来推計を基に、本市の児童生徒数を推計すると、今後も児童生徒数は減少する見込みであり、令和17（2035）年には小学校では1校当たり181人、中学校では1校当たり162人と学校規模が小さくなる見込みです。



※国勢調査（2005年、2010年、2015年、2020年）

※国立社会保障・人口問題研究所による地域別将来推計人口（令和5年推計）

※和暦の下段（）書きは、西暦下二けたを表示している



※1校当たりの児童数は、市内児童数を小学校数で除した数値

※1校当たりの生徒数は、市内生徒数を中学校数で除した数値

イ 教育環境の変化

現在の教育現場では、約15年前に策定された「今治市学校適正配置基本方針」の時代から大きく環境が変化しています。特に、学習指導要領の変遷と学校現場を取り巻く環境の変化は、子どもたちが質の高い教育を受け、未来を生き抜く力を育む上で、学校規模の確保が不可欠であることを示しています。

① 学習指導要領の変遷：知識の習得から「資質・能力」の育成へ

平成29（2017）年に告示された学習指導要領は、小学校で令和2年度から、中学校で令和3年度から全面実施されています。この改訂は、子どもたちの「生きる力」を育むための教育の質的な転換を目指しており、これまでの「何を学ぶか」に加えて、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」が重視され、知識の習得だけでなく、その知識を活用して課題を解決し、新たな価値を創造する力、すなわち「思考力、判断力、表現力等」や「学びに意欲や人間性等」といった「資質・能力」を総合的に育むことが明確に示されています。

主な内容

- プログラミング教育の必修化（小学校）（※用語1）
- 外国語教育の早期化・拡充（小学校）（※用語2）
- 探求的な学びの重視（中学校）（※用語3）

② 学校現場を取り巻く環境の変化：教員の多忙化と質の高い教育の提供

前回、基本方針が策定された平成22（2010）年度から現在に至るまで、今治市の教員を取り巻く環境は大きく変化し、業務負担の増加と教員志望者の減少という深刻な課題が生じています。

（ア）教育内容・カリキュラムの変化と多様化への対応

● 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現

ICTを活用した授業改善、探求的な学び、STEAM教育（※用語4）など教科横断的な学びの導入により、教員は個々の児童生徒に合わせたきめ細かな指導や、新たな指導方法の習得・実践が求められ、教材研究や授業準備にかかる時間が増加しています。

● 特別支援教育の拡充・いじめ・不登校・問題行動への対応、外国籍児童生徒への日本語指導の必要性

教員には、様々な課題を抱える児童生徒に寄り添い、個々の状況に応じたきめ細かな教育・指導を行うことが求められています。

● 地域の教育力の低下

共働き世帯の増加や少子化などにより、地域での集団的な遊びや異年齢での交流が減少し、学校での集団的な学びの必要性が高まっています。

これらの課題に対し、今治市では**教員業務支援員や事務補助員、学習アシスタントの配置拡充、ICT環境の整備と活用推進、校務支援システムの活用**など、教員の業務負担軽減と教育の質の向上を目指した様々な取組を進めています。

しかし、これらの対策だけでは対応しきれない部分があります。特に多岐にわたる複雑な業務や、多様な子どもたちへのきめ細かな指導を、少数の教員で担う小規模校においては、教員の専門性を十分に発揮し、質の高い教育を提供し続けることが一層困難になります。

③ 学校規模の確保が不可欠な理由

上記のような学習指導要領の変遷と学校現場の環境変化を踏まえると、複式学級の解消、すなわち学校規模の確保が、新しい学習指導要領を体現し、質の高い教育を安定的に提供するために必要であると考えます。

（ア）多様な学びの機会創出

一定の規模以上の学校では、多様な児童生徒の交流によって**主体的・対話的な学びが活性化し、思考力や判断力が育まれます**。また、クラブ活動や委員会活動、学校行事などの**集団活動の充実**により、**社会性・協調性**が育ちます。地域での集団学習が減少する中、これらの集団的な学びの機会創出が、学校の役割としてより重要になっています。

（イ）教員の専門性向上と負担軽減

- ① 一定規模以上の学校では、複数の教員が各教科を担当することで、教員間の協力体制が強化され、授業準備や教材研究の質が向上します。また、専門分野を持つ教員が複数いることで、新しい学習内容にも柔軟に対応できます。
- ② 教員一人当たりの児童生徒数が適正化されることで、教員の業務負担が軽減され、本来の専門性が高い業務に集中できる環境が整います。
- ③ 教員異動によって、特定の教員に業務が集中しすぎることを避け、学校全体の組織的な対応力を高めることができます。

（ウ）教育の質の安定的な提供

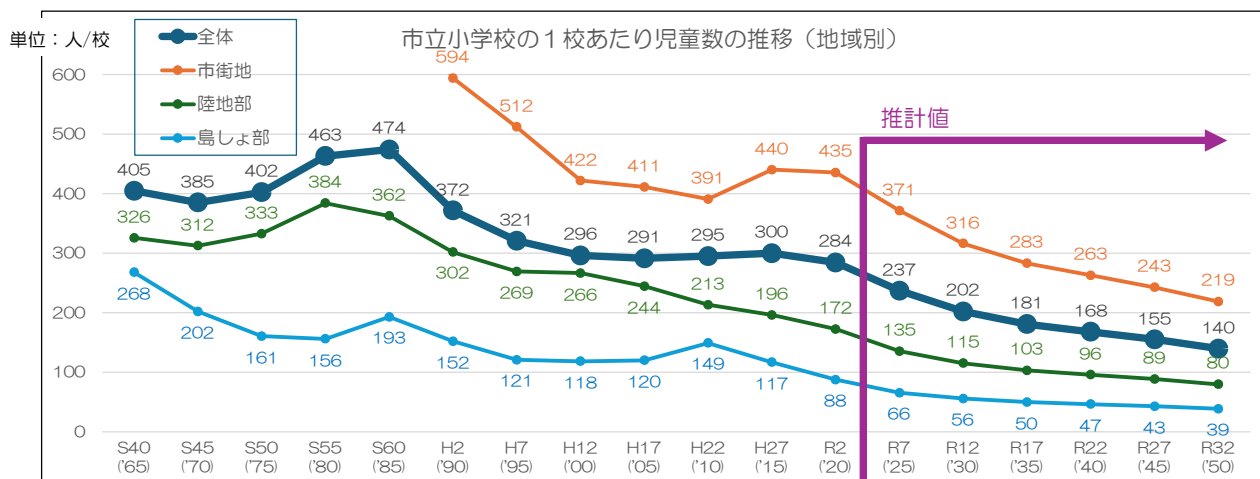
教員の適切な配置により、すべての児童生徒に質の高い教育機会を提供できるようになります。特に、複式学級の解消は、教員が特定の学年に集中して指導できる時間を確保し、学習内容の定着を促進します。また、ICTを活用した教育や、専門性の高い教員による指導がより効果的に展開できます。

第3章 基本方針

1 基本方針の考え方

○今治市の人口推計によると、少子化の影響で児童生徒数の減少が長期的に続くと予想されています。その結果、小規模校の増加だけでなく、さらに小規模化が進み、複式学級を有する小規模校（以下「過小規模校」という。）が増えるなど、学校の過小規模化が進むと見込まれます。

○本市では、すでに複数の地域で学校の過小規模化が起こっており、早急な対応が必要となっています。



※1校あたりの児童数（市街地）の値（S40～S60）：668（S40）、698（S45）、798（S50）、884（S55）、772（S60）

○市の現状を俯瞰すると、国・県の基準（3ページ参照）に基づく適正規模（以下「適正規模」という。）の学校を市全域に対してバランスよく配置することが望ましいです。ただし、児童数の減少には地域的な偏在があるため、学校規模と学校配置のどちらを優先するかは、地域の状況に応じて検討する必要があります。地域と学校の歴史的つながりや市域の人口分布、コミュニティの変容など、長期的な視点と対策が必要です。

○その際、子どもの教育環境を優先することはもちろんですが、地域における学校の役割を考えると、複式学級を解消できる規模を確保しつつ、地域ごとの学校配置に配慮する必要があります。また小学校と中学校の配置については、児童生徒の地域での育ちや人間関係などの観点からも一体的に考える必要があります。

○これらのことから第2次今治市学校適正配置基本方針では、中長期的な視点を持ちつつも現在の学校小規模化の課題解消に必要な学級数・児童生徒数や地域社会に無理が生じない配置の基準等を定め、**小規模化への対応を必要とする学校の中でも、特に早急な対応が求められる過小規模校の課題解消に優先して取り組みます。**（**今後の学校小規模化の進展を考えれば、これらの課題はさらに継続して検討していく必要があります。**）

補足) 附属資料1) 文部科学省の考え方【抜粋】

附属資料2) 小規模校のメリット・デメリット

附属資料3) 過小規模（複式学級）のメリット・デメリット

附属資料4) 保護者等へのアンケート結果概要

2 学校の適正規模・適正配置の基準

(1) 今治市の学校規模の基準

国の基準での適正規模（12学級～18学級）で学校を再編することが望ましいと考えますが、本基準に満たない学校を一律に統合の対象とした場合、広域な校区での学校統合が想定されます。

通学時の安全性確保や地域における学校の役割、そして複式学級を解消できる規模を確保できることなど、通学区域調整審議会の答申を踏まえ、本市における学校規模の基準を次のとおり定めます。

また、小規模校における児童生徒による望ましい集団活動やきめ細かな指導を行う環境を確保する観点から、当市における望ましい1学級あたりの児童生徒数の基準を定めます。これは、学校の小規模化が進む中で、学校規模の基準に満たない学校が生じた場合、1学年1クラスの中での望ましい教育環境を示したものです。

今治市の学校規模の基準



小学校…6学級以上 (1学年1学級以上)



中学校…6学級以上 (1学年2学級以上)

少子化が進む状況においての学校規模としては、各校区での児童生徒の増加は見込めないため、上限数を考慮せず、下限数を検討しました。学校運営が円滑にできる教職員数が確保でき、「多様な友達との触れ合い」や「クラス替えができる規模」また「一人一人に目が届くきめ細かな指導」のバランスに配慮して、小学校では1学年1学級以上、中学校ではクラス替えができる下限の学級数である1学年2学級が望ましいと考えます。

1学年1学級の小規模校における児童生徒数の基準です

今治市の望ましい1学級あたりの児童生徒数の基準



小学校…20人以上



中学校…30人以上

1学級35人編制を基準とする各学校各学年の児童生徒数の下限を、1学級であっても過小規模過ぎない、適度な人数で学級編制ができる規模として、小学校は20人以上、中学校は30人以上が望ましいと考えます。

補足) 今治市の学校規模の基準

保護者等へのアンケート結果では、1学年の学級数について小学校では学級数にあまりこだわりは見られませんでした。

一方、中学校においては、過半数が1学年あたり3学級以上を望んでいるものの、地域による差が見受けられました。

また、多様な友達との触れ合い、クラス替えが出来ることを望んでいることも明らかとなりました。

今治市の望ましい1学級あたりの児童生徒数の基準

保護者等へのアンケート結果では、1学級の人数は小学校は20人程度、中学校は30人程度が望まれており、10人程度といった少人数学級はほとんど望まれていないことが明らかとなりました。

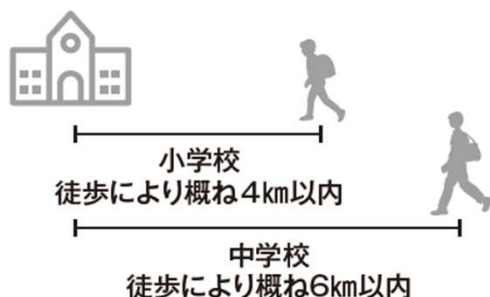
(2) 今治市の学校配置の基準

ア 通学距離の基準

今治市の小中学校の配置について、児童生徒が安全に通学できる環境の確保を前提に、徒歩を基準とした通学距離の適正範囲についての基準は、国の基準（※）に基づき、以下のとおりとします。

※「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条」

今治市の通学距離の基準



学校統合により通学距離が小学校で3 km、中学校で5 kmを超える場合には、スクールバスの運行等の通学に関する支援策を検討します。

イ 通学区域の基準

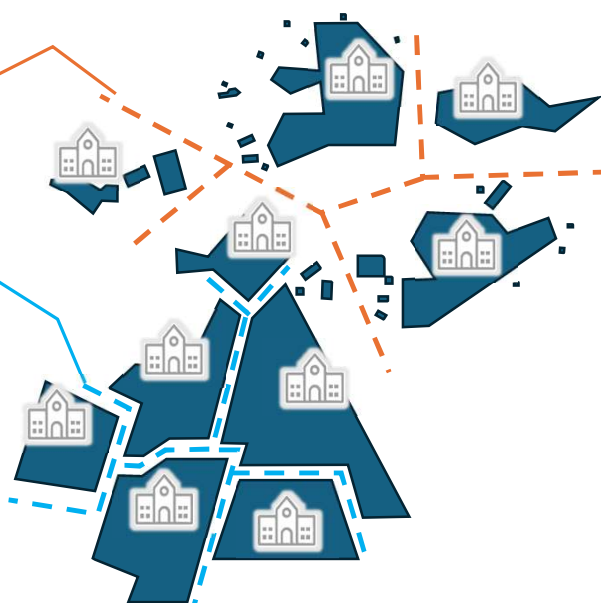
今治市の地理的条件や地域コミュニティなど地域特性を考慮し、地理的範囲を通学区域として、今治市独自の基準を以下のとおりとします。

学校と地域コミュニティとの関係

●島しょ部 … 島域を越えない学校統合

●陸地部 … 旧市町村域を越えない学校統合

普段から地域との連携を強化できるようにするとともに、学校が地域全体の安全・安心を支える拠点として機能できるようにすることが重要と考え、学校統合を検討する際の基本的な範囲を示します。



以上で示した今治市の学校規模・学校配置の基準により、基準を下回る見込みの小中学校を学校統合の検討対象として見直しを行います。

3 本市における適正配置の必要性

前述した「2 学校の適正規模・適正配置の基準」で示した基準により、本市における、適正配置による小規模校の課題解消について、以下のとおり整理します。

(1) 教育上の視点

ア 教育の質と多様性の確保

(ア) 教員の専門性向上と多様な指導

一定の規模があることで、各教科の専門性を持つ教員を配置しやすくなります。

(イ) 多様な学習活動の提供

児童生徒数が多いほど、クラブ活動、委員会活動、行事などで多様な役割や選択肢を提供できます。

(ウ) 協働的な学びの機会の充実

複数の児童生徒が関わるグループワークやディスカッションなど、協働的な学びの機会を多く設けることができます。

イ 子どもたちの社会性・協調性の育成

多様な個性や背景を持つ児童生徒が集まることで、社会性や協調性を育む貴重な経験が得られます。少人数では人間関係が固定化されやすく、トラブル時の解決も難しくなる傾向があります。

また、クラスや学年の規模が大きいほど、自分の役割を理解し、責任感を持って行動する機会が増えます。

(2) 学校運営上の視点

ア 教員配置の適正化

教員配置の面では、過小規模を解消し、ある程度の規模があれば、学級数が確保でき、教員の配置をより柔軟かつ効率的に行えます。これにより、きめ細かな指導体制を維持しやすくなります。

イ 教育資源や投資の効率化

少子高齢化が進む本市の将来的な財政状況を考える中であっても、教育は子どもたちの未来への投資であり、充実させていくことが必要であると考えます。

施設整備の面では、体育館、図書室、特別教室などの施設・設備を多くの児童生徒が利用することで、設備投資の効率が上がります。また、一定の学校規模であれば、施設の維持管理にかかるコストも相対的に抑えられます。

適正配置によって、限られた教育資源を効率的に活用し、教育内容の充実に回すことができます。さらに、災害時や緊急時においても、一定の規模がある学校の方が、組織的な対応や人員配置の面で安定した対応が期待できます。

4 取組の方針

(1) 学校統合の検討を進める学校

学校統合を検討するにあたり、学校規模の観点からは、今後の児童生徒数の推移などを十分に考慮する必要があります。そのため将来推計（※注2：附属資料6）を基に「今治市の学校規模の基準」（※9ページ）への回復が見込めない学校を適正配置の検討対象校とします。また、学校配置の観点からは地理的要因を考え、10ページで示した「今治市の学校配置の基準」により地域社会への影響にも配慮した取組を検討します。

● 学校統合（再編）の内容

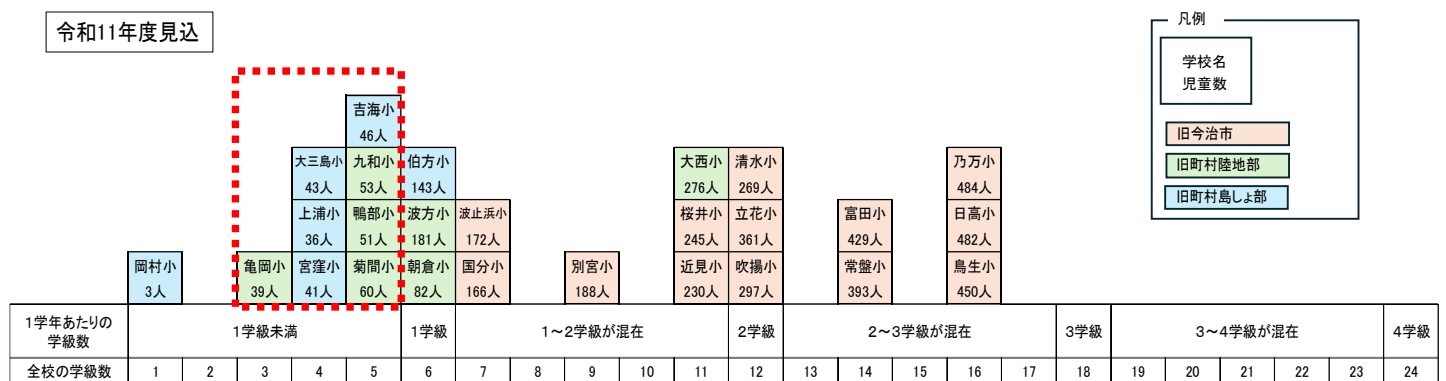
方針策定後、各地区での地元代表協議会を開催します。開催期間は1年半を目途とし、統合の是非や統合校のあり方を検討します。

その後、統合準備会において校名や校歌、制服や通学路などについて準備を進めていきます。

統合時期は令和11年度を目指して、玉川地区（鴨部小学校、九和小学校）、菊間地区（亀岡小学校、菊間小学校）、大島地区（吉海小学校、宮窪小学校）、大三島地区（上浦小学校、大三島小学校）での統合を進めていきます。

小学校：26校 ⇒ 22校

統合年度 (目標)	統合対象校	再編内容
令和11年度 (2029年度)	【玉川地区】 鴨部小学校と九和小学校を統合	地元代表協議会による合意の うえ、教育委員会で決定
	【菊間地区】 亀岡小学校と菊間小学校を統合	
	【大島地区】 吉海小学校と宮窪小学校を統合	
	【大三島地区】 上浦小学校と大三島小学校を統合	



(2) 学校統合について配慮すべき事項

学校配置の観点としては、地理的要因を考え、地域社会への影響にも配慮した取組を検討します。このため、教育委員会として、学校統合を円滑に進めるにあたっては、教育環境の向上のみならず、地域社会への影響にも十分配慮することが重要であると考え、それぞれの配慮すべき点を以下の通り整理しました。

ア 学校運営について

- (ア) 学校統合が行われた場合、人数の増加に伴う児童生徒の戸惑いや不安を和らげ、新たな人間関係の構築に留意した学校運営に配慮します。そのために、学校統合前から交流を促進し、段階的な適応を図ります。特に学校行事の合同実施や合同授業などを通じて、児童生徒相互の交流を深めるよう努めます。
- (イ) 小規模校においては、とりわけ、複式学級での学習指導上の負担が課題として挙げられます。統合後も適正規模に満たない小規模校については、教職員の増員や外部支援の活用を検討し、教育の質を維持するための対策を講じます。

イ 通学支援について

- (ア) 学校統合により通学距離が延びる児童生徒が生じる場合は、健康管理や安全確保に十分配慮し、必要に応じてスクールバス等の通学支援を検討します。
- (イ) 学校統合により隣接校への通学の方が距離・時間の面で有利となる場合は、児童生徒の負担を考慮し、学校選択の柔軟な対応を検討します。

ウ 地域への影響について

- (ア) 学校は教育の場であると同時に、災害時の避難所や地域コミュニティの拠点としての役割を担っています。学校統合を進める際には、学校の無くなる地域の住民に対して、その必要性を十分に説明し理解を得るよう努めるとともに、避難所としての機能や地域活動に十分配慮します。
- (イ) 学校統合に伴い、自治会や公民館や社会教育などの地域の社会活動に不具合が生じないように検討するなど、地域社会の維持・発展に配慮します。

エ その他の配慮すべき事項について

- (ア) 今治市総合計画に基づくとともに、子育て支援などの個別部門計画との整合性を図り、統合検討対象校がある地域のまちづくりなど学校統合に影響があると考えられる諸施策を十分考慮し、学校統合に関する協議体や関係機関との情報共有に努めます。
- (イ) 今治市教育委員会が学校適正配置に取り組むに当たっては、将来人口の推移や国内外からの移住動向、行政の人口流入促進施策など児童生徒数の増減に影響を及ぼす多様な要因に十分注意し、本方針に基づき計画的に進めることに努めます。

(3) 小規模校の教育環境の魅力化・特色化に向けた取組

学校統合の検討を進めるにあたり、学校の教育環境をより魅力的にし、児童生徒の学びの質を向上させることが重要であると考えています。そのため、地域や学校の特性に応じて、以下のメニューから適切な施策を選択し、小規模校での「特色ある教育環境を生かして、一人一人の個性を尊重し、明るく伸び伸びとした教育」を求める児童や保護者が校区外からでも負担なく通学できるよう、学校の特色を生かした教育環境の充実を図ります。

また、学校統合の対象となる学校については、統合の検討と並行して、以下の施策の導入についても具体的な検討を進めます。

①「小中一貫校制度」の導入

義務教育の9年間を一貫した教育方針の下で指導することで、学習面・生活面において統一性のある指導が可能となり、児童生徒一人一人の成長を長期的にサポートする教育制度です。また、小中学校の教員の連携を強化し、児童生徒の学習状況や課題を共有することで、より個々に寄り添った教育が実現します。さらに、異学年交流の機会を増やすことで、児童生徒が学年の枠を超えて関わり合い、互いを尊重し合う関係性を築くことができるようになることが期待できます。

②「隣接校との交流促進」

小規模校同士や大規模校との学校行事や授業の共同開催といった交流を通じて、様々な個性を持つ友達との触れ合いや切磋琢磨する中で、互いを思いやる心や向上心などを育むことが期待される取組です。異なる学校の児童生徒や教員と交流することで、多様な学びの機会を得られます。また、学校同士の交流を通じて地域全体の連携が強化されるとともに、地域社会全体で子どもたちを支える機運醸成に繋がります。

さらには、近隣校との交流により、教育資源や施設を共有することができ、効率的な教育活動が可能となることが期待されます。

③「ICTの活用」による教育の充実

小規模校では、児童生徒数の少なさから授業の多様性や活気に欠けるといった課題が指摘されています。

こうした中、ICT（情報通信技術）を活用した取組で効果を上げている事例が近年多く見られるようになっていきます。

例えば、ある地域では、複数の小学校間で遠隔合同授業を実施し、異なる学校の児童同士が対話しながら学ぶ機会を設けています。これにより、多様な意見に触れる機会が増え、児童のコミュニケーション能力が向上するなど教育の質の向上につながっています。

本市においては、島しょ部や山間部など物理的な距離が離れている小規模校が存在するため、児童生徒同士の交流だけでなく、教職員同士の交流を図ることで小規模校における業務負担の軽減（知見の活用や担当業務の課題解決に向けたコミュニケーションなど）に効果が期待できます。

④「地域で学ぶ、地域から学ぶ」授業の充実

地域住民の方が講師となり、当該地域の特性や良さを生かした授業を行う等、地域住民の方々に学校運営に参画してもらう取組です。

地元の産業や文化を学ぶ「地域学習」等の実施により、児童生徒の地域への愛着が深まるなど、当該地域に学校が存続する意義を一層高めていくことが期待できます。

⑤「小規模特認校制度」の導入

文部科学省の「通学区域制度の弾力的運用について（通知）」に基づく、希望する児童生徒が校区外からも入学できる制度です。少人数ならではのきめ細かな指導を生かし、特色ある教育プログラムを実施することで、児童生徒一人一人の学びのニーズに応えます。また、地域との連携を深め、地域の特色を生かした教育活動を展開することで、学校の魅力を更に高めることが期待できます。

⑥「今治版デュアルスクール」の展開

デュアルスクールとは、「二拠点居住」や「地方移住」を促進することを目的とした制度で、都市部と地方の学校を行き来しながら学ぶ新しい教育の形態です。今治市では、この制度活用を通じて、都市と地方の異なる学習環境や生活環境を経験できる機会を提供しています。豊かな自然環境の中で、新しい環境に適應する経験を通じて、多様な価値観や視点、チャレンジ精神が育まれます。また、保護者にとっても、子どもと過ごす時間が増えることや、移住先の教育環境を実際に体験できることから、教育に対する不安の軽減につながることを期待できます。

⑦「特色ある活動の拠点校」の設置

特色ある教育プログラムの拠点校として統括・主導する取組です。拠点として、（教員や教材、ICT機器など）専門性を集中させ、他校へノウハウを共有することで教育の質を底上げしたり、効果的な授業手法を開発。実施し、周辺校への展開や教員研修に活用することを通じて、拠点校を中心に教員の交流や連携が進み、地域全体で教育課題に取り組む協働体制を構築することが期待できます。

第4章 実現に向けた取組

1 地元での協議

今治市の人口推計によると、少子化の影響で児童生徒数がさらに減少し、小規模校が増加するだけでなく、複式学級を含む学校の過小規模化が進むことが想定されます。

学校には一定の規模が必要であり、学校統合の必要性については、市全体で見ると、市民からの理解も得やすいのですが、具体的にどこの地区のどの学校を統合対象とするかを考えると、各地域で様々な事情、意見があるため、個別での地元協議が必要となります。

2 地元協議の基本的な進め方

学校の運営を行うためには、児童生徒と教職員だけではなく、地域住民と連携した運営が必要です。

そのため、学校施設の統合を検討する場合には、地域住民・行政・保護者が協働で議論を進めていく必要があります。それぞれの立場・視点に立ちつつも、子どもたちのより良い教育環境を目指した円滑な議論を進めるための手順を示すこととします。

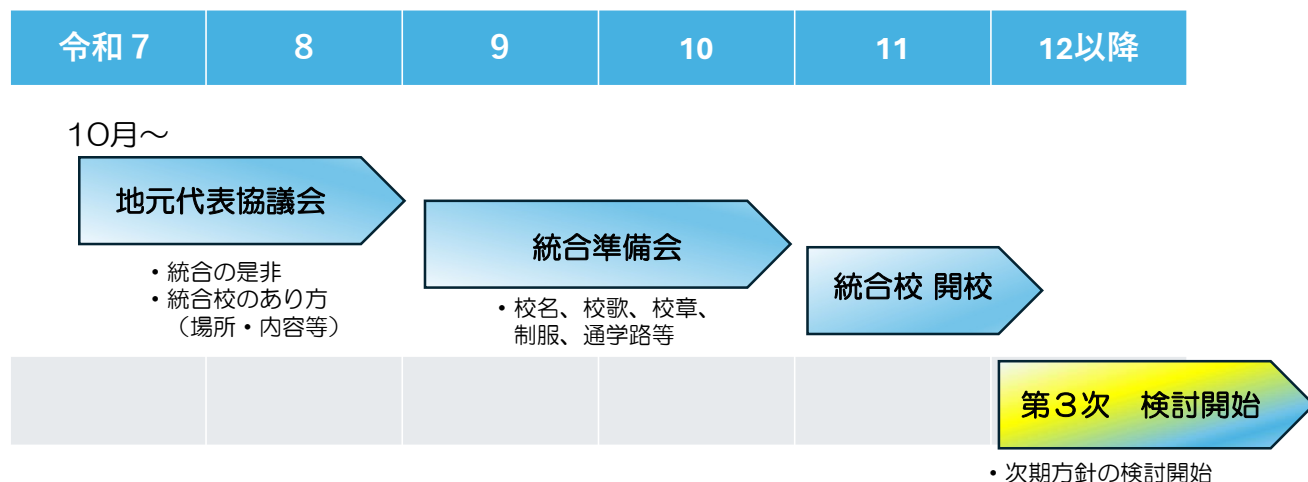
(1) 地元代表協議会の設置

① 今治市では、学校適正配置（学校統合）を検討する地区ごとに、PTA、自治会、当該地区の関係団体、学校、教育委員会などから構成される「地元代表協議会」を、任意団体として設置します。この協議会では、教育委員会が公表した基本方針をもとに当該地区の学校適正配置（学校統合）について協議し、意見集約を図るための話し合いを行います。

② 地元代表協議会は、学校適正配置（学校統合）について、地元の児童生徒の保護者、地域住民に対する説明や意見の集約に努めることとします。また、この協議会は、学校適正配置（学校統合）について、協議が整った地区から順次教育委員会へ意見書を提出します。

(2) 協議のプロセス

協議期間は、協議会設置後、原則1年半とし、地元代表協議会としての意見集約を図ります。意見集約後、協議結果としての意見書を教育委員会へ提出します。



(3) 協議の主な内容

話し合いは、学校や地域の課題を一つずつ確認しながら進めていきます。

- 協議の進め方
- 小中学校の現状について
- 学校小規模化による教育上の課題 / 学校統合による地域への影響
(教育施設としての役割) (地域における学校の役割)
- 統合候補校(どの学校に統合するか) / 学校のあり方(どのような学校にするか)
- その他配慮すべき事項(通学路の安全など)
- 合意形成

(4) 統合準備会の設置

地元代表協議会で合意形成が図られた地区では、学校統合に向けて具体的な準備を行う「統合準備会」を設置します。統合準備会では、子どもたちや保護者の意見把握に努め、円滑な移行準備を進めます。

併せて、統合するまでの準備期間には、統合する学校同士での交流事業等を十分に実施することや、教職員の配置に配慮するなどして、子どもたちの不安解消や多様な子どもたちが交流する機会の創出に努めます。

【決めるべきこと】

- 校名、校章、校歌、制服
- 通学路や通学方法などに関すること
- PTAの形態・運営に関すること、地域との連絡・連携に関すること
- 児童生徒の交流事業に関すること

第5章 適正配置に係る環境整備

適正配置の取り組みにあたっては、児童生徒の安全面や学校での生活環境にも配慮した取り組みが必要です。これらの取組を行うためには、児童生徒と教職員だけではなく、保護者や地域住民と連携した運営が不可欠です。

○ 教職員の配置

- ・学校統合前の教職員を、統合校にバランスよく配置
- ・教職員の加配
- ・スクールカウンセラーなどの外部専門家の配置や統合をスムーズに進めるための人員を配置

統合検討対象地区では、適正配置に併せて、児童生徒の教育環境が変化することへの配慮や円滑な移行を図るため、愛媛県と連携して、教員等の人員配置は、学校統合の前後には十分配慮することとします。

○ 学校施設の整備充実

- ・学校施設のリニューアル
- ・インクルーシブ教育等の視点を踏まえた、多様な教育に対応する施設の充実

統合校において新たに取り組みまれる学校に最適な教育環境を実現できるよう、統合校となる施設はリニューアルします。安心・安全な施設としての外壁・屋上防水改修などの大規模改修に加え、インクルーシブ教育を実現できるよう、施設のバリアフリー化やトイレ改修を行います。

また、児童や教員が使いやすいレイアウトなど、望ましい教育環境となるよう内装も改修します。

○ 地域と共にある学校づくり

- ・小中学校合同のコミュニティ・スクールの導入

統合検討対象地区では、各地域が1小学校・1中学校となるため、小中学校の連携強化を図るため、コミュニティ・スクールを合同開催し、地域全体が一体となった話し合いにより、地域に根差した活動につなげます。

○ 通学路の安全確保

- ・通学路の変更・拡大による、幹線道路、河川、用水路、鉄道等の通学環境への配慮

統合検討対象地区では、小学校の位置をどこにするのかという議論に合わせて、通学路上の危険箇所を可視化した「通学路危険箇所マップ」を作成し、安全な通学のための対応・措置を図ります。

安全施設（信号・横断歩道・道路標示・安全ミラーなど）の改修や設置、対策について、関係機関と協議し対応していきます。

第6章 学校跡地施設の利活用

1 利活用の検討

- 学校適正配置による学校跡地施設の活用については、本市の貴重な公有財産として、長期的なまちづくりを視野に地域の定住人口、地域活動、住民ニーズ等を踏まえ、市役所全体での組織横断的な調整を行う必要があります。
- また、学校の跡地施設の検討は、子どもたちの「より良い教育環境」「望ましい学校教育の実現」を地域と共に考える適正配置の協議（地元代表協議会や統合準備会）とは目的を別とすることから、協議のステージを明確に区別して進める必要があります。
- 他方、学校の跡地施設の利活用については、学校統合協議において合意された後、地域の理解を得ながら進める必要があります。

2 跡地施設の管理

- 跡地施設は、跡地及び施設の利活用が決定するまでの期間、本市で施設管理を行います。また周辺校が教育目的で活用する場合や、学校体育施設の開放事業等についても行政目的を妨げない範囲において当分の間、継続することを検討します。

（参考）



※文部科学省が平成22年9月から「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」にて、活用用途を募集している全国の廃校施設情報を集約・発信する取組や廃校活用事例の紹介等を行っている

用語の説明

1 プログラミング教育の必修化（小学校）

情報活用能力の育成の一環として、令和2（2020）年度からプログラミング教育が必修化されました。論理的思考力や問題解決能力を育む上で重要なこの教育は、専門的な指導や、子どもたちが協働して課題に取り組むための環境が求められます。

2 外国語教育の早期化・拡充（小学校）

小学校3・4年生での「外国語活動」、5・6年生での「外国語」の教科化により、音声だけでなく文字による表現も重視されるようになりました。これは、より実践的なコミュニケーション能力を育成するため、多様な活動や他者との交流の機会を増やす必要があります。

3 探求的な学びの重視（中学校）

中学校では、「総合的な学習の時間」において、課題設定、情報収集、整理・分析、まとめ・表現という探求のプロセスを重視した学習が求められています。これは、子どもたちが自ら問いを立て、多様な情報源から学び、考察する力を育む上で、教員の専門性や学習環境の充実が不可欠であることを示しています。

4 STEAM教育

科学：Science、**技術**：Technology、**工学**：Engineering、**数学**：Mathematicsに加え、**芸術**・**文化**・**生活**・**経済**・**法律**・**政治**・**倫理**などを含めた広い範囲でAを定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習、

中学校では、「総合的な学習の時間」において、課題設定、情報収集、整理・分析、まとめ・表現という探求のプロセスを重視した学習が求められています。これは、子どもたちが自ら問いを立て、多様な情報源から学び、考察する力を育む上で、教員の専門性や学習環境の充実が不可欠であることを示しています。

第2次今治市学校適正配置基本方針 2025（令和7）年9月

発行 / 今治市教育委員会

編集 / 今治市教育委員会事務局 教育政策局 教育大綱推進課

〒794-0027 今治市南大門町二丁目5番地1

電話 0898-36-1611

E-mail kyouikut@imabari-city.jp

第2次今治市学校適正配置基本方針（概要版）

～子どもが真ん中で輝くやさしい学校づくり～

1 計画の策定について

■前回の基本方針策定から15年が経過し、学校の小規模化がさらに進行するなど、子どもたちを取り巻く状況の変化に早急な対応が求められています。

そのため、令和6年6月に今治市通学区調整審議会に「今治市の小中学校における学校規模及び学校配置のあり方」について諮問し、1年にわたり市民・保護者などのご意見を聴取しながらご審議いただき、令和7年6月に答申いただきました。

今治市教育委員会では、答申を踏まえ、児童生徒の学びの環境向上を最優先に考えながら、「第2次今治市学校適正配置基本方針」を定めることとしました。

■計画期間：令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間

2 取組みの背景

年度	小学校			中学校			複式学級		出生数 (年)
	学校数	児童数	1校あたり 児童数	学校数	生徒数	1校あたり 生徒数	学校数	学級数	
令和7年度	26校	6,165人	237人	15校	3,442人	215人	6校	7学級	684人
平成27年度	26校	7,794人	300人	15校	4,071人	254人	1校	1学級	1,118人

少子化に伴う児童生徒数の減少

複式学級の増加

3 今治市の学校規模・配置の基準

規模) 小学校：6学級以上（1学年1学級以上）、
中学校：6学級以上（1学年2学級以上）、

1学級20人以上
1学級30人以上

※国の基準に準じるが、1学年1学級の
小規模校における下限基準（市独自）

配置) 小学校：徒歩により概ね4km以内

中学校：徒歩により概ね6km以内

陸地部は旧市町村域を越えない、島しょ部は島域を越えない

※統合により通学距離が延び、小学校3km、中学校5kmを超える場合には、
スクールバスの運行等の通学に関する支援策を検討します

4 学校統合の検討を進める統合検討対象校【地域】

小学校 8校【4地域】

鴨部小・九和小【玉川地区】

亀岡小・菊間小【菊間地区】

吉海小・宮窪小【大島地区】

上浦小・大三島小【大三島地区】

中学校 該当校なし

※中学校に統合対象校はないが、統合校（小学校）において学校の特色化・
魅力化を検討する中で、一体的に検討対象となる可能性はあります。

5 取組の考え方

■本方針では、特に多様な学習活動の提供や協働的な学びの機会の充実が早急に求められる複式学級を有する過小規模校の課題解消に優先的に取り組みます。

■子どもたちにとってより良い教育環境を整備するために、学校統合により小規模ではあるが一定の集団活動が可能な人数で学級編制を行うとともに、小規模校特有の課題を解消できるような教育の充実に努め、その特性に応じた工夫を凝らし、統合校の特色化・魅力化に取り組みます。

■地域や保護者への十分な情報提供と丁寧な説明を行い、協働して子どもたちに望ましい学校環境の実現に向けた合意形成を進めます。さらに、地域コミュニティにも十分に配慮し、検討を行います。

6 地元協議の取組

■今治市の学校適正配置を検討する地区ごとに「地元代表協議会」を設置します。

■PTA、地域、学校、教育委員会などの学校や地元の代表の方に集まっていただき、子どもたちの教育環境をどのようにすべきかとの視点で、学校統合の課題について協議を行います。

■協議の内容

- ・協議の進め方、小中学校の現状
- ・学校小規模化による教育上の課題 / 学校統合の地域への影響
(教育施設としての役割) (地域における学校の役割)
- ・統合候補校（どの学校に統合するか） / 学校のあり方（どのような学校にするか）
- ・その他配慮すべき事項（通学路の安全など）

合意形成

★特色化・魅力化の取組（主なものを例示）

- 小中一貫校
- 小規模特認校
- ICTの活用

- 隣接校との交流促進
- ふるさと教育
- 特色ある活動の拠点校

※各地区の特色や特性を生かした取組を地域や保護者・
学校とともに検討します。

7 協議スケジュール（令和7年10月～）



資料 4

第 11 回教育委員会議案第 48 号

今治市公民館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、社会教育法第 30 条第 1 項の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
欠員補充による

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市玉川公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	松本 拓司	学校教育の関係者	九和小学校 校長
	矢野 洋平	社会教育の関係者	玉川町小中学校 P T A 連合会 会長
任 期		令和 7 年 9 月 1 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日	

退 任 委 員

前任者	氏 名	区 分	備 考
	木村 勇二	学校教育の関係者	九和小学校 校長
	中西 健一郎	社会教育の関係者	玉川町小中学校 P T A 連合会 会長

「参 照」

社会教育法（抜すい）

（公民館運営審議会）

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で
定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第 30 条第 2 項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

今治市公民館条例（抜すい）

（審議会）

第 11 条 法第 29 条第 1 項の規定により、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公民館ごとに委員 12 人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

「参 考」今治市玉川公民館運営審議会委員名簿

候補者	氏 名	区 分	備 考	
	西坂 淳	学校教育の関係者	鴨部小学校 校長	
	松本 拓司	学校教育の関係者	九和小学校 校長	交替
	森谷 端	学校教育の関係者	玉川中学校 校長	
	矢野 洋平	社会教育の関係者	玉川町小中学校PTA連合会 会長	交替
	越智 吉朗	社会教育の関係者	今治市スポーツ協会玉川支部 支部長	
	山本 志津香	社会教育の関係者	今治市スポーツ推進委員玉川支部 副支部長	
	岡崎 玲子	社会教育の関係者	今治市文化協会玉川支部	
	別府 明美	学識経験のある者	玉川町女性団体連絡協議会 会長	
	阿部 佳代	社会教育の関係者	玉川公民館登録団体	
	井原 文彦	社会教育の関係者	今治市青少年補導委員会玉川支部 支部長	
	井出 サツミ	学識経験のある者	学識経験者	
	小山田 成実	学識経験のある者	学識経験者	
	任 期	令和 7 年 2 月 24 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日		

交替 令和 7 年 9 月 1 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日

資料 5

第11回教育委員会その他1

専決第16号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月13日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和7年3月19日午前11時頃、本市生涯学習課職員が運転する市有乗用自動車が、国道317号線（松山市河中町甲79番2地先）を直進中、センターラインをはみ出したため、対向車線を走行してきた相手方所有の普通自動車と衝突し、同車両が破損し、同乗していた相手方が負傷した。
- 3 損害賠償額 物的損害に対する支払額 2,716,771円

定例教育委員会（第 11 回）報告

相手方一覧表

番号	件 名	相手方氏名等
報告 その他 1	損害賠償額の決定及び和解について（専決第16号）	省略

資料 6

寄 附 採 納

採納年月日	寄附金額	寄附者	備 考
7. 8. 5	2,000,000	今治市南大門町四丁目 6 番13号 田中第一ビル103号 国際ソロプチミスト今治 会長 鈴木 美根子	令和7年今治市林野 火災支援金

採納年月日	寄附物件	評 価 額	寄 附 者	備 考
7. 8. 7	初経教育冊子 生理用ナプキン 540 セット	162,000	今治市南大門町四丁目 6 番13号 田中第一ビル103号 国際ソロプチミスト今治 会長 鈴木 美根子	市内小学校